

# 学校施設の貸出について

- (1)貸出場所** 体育館、グラウンド、  
特別教室（利用場所は学校にご相談ください。＊平日のみ利用可能）

## (2)貸出までのながれ

～ 使用前 ～

- ① 該当申請書を**希望日より一ヶ月前まで**に学校窓口かメールにて提出。
- ② 学校より、使用許可の可否を確認しご連絡いたします。
- ③ 概算での使用料・光熱水費（島根県規定により積算）をお知らせいたします。
- ④ 学校窓口にて鍵を受け取る。

～ 使用后 ～

- ⑤ 使用后、鍵を学校の事務ポストに返却。（ポストなので下記受付時間外でも返却可能です。）
- ⑥ 後日、納入通知書（払込用紙）を送付いたしますので、納入通知書裏面の指定銀行でお支払いください。

## (3)注意点

- ・ご使用中に、施設の破損等があった際はその損害に相当する金額を損害賠償としてお支払いいただきます。
- ・事務手続きの都合上、必ず使用日の1ヶ月前までにご連絡ください。
- ・メールでご連絡される際は、メール本文に連絡可能な電話番号を記載してください。
- ・島根県の規定により、「使用料」「光熱水費」をご負担いただきます。  
（「使用料」は、使用目的により免除される場合があります。）

ご不明な点等ございましたら下記連絡先までお気軽にご連絡ください。

### ご連絡先

浜田養護学校 事務室

受付時間：【平日 8:30～17:15】

電話番号：0855-28-2200

FAX 番号：0855-28-2201

# 申請フロー

参考

スポーツ目的で使用

スポーツ目的以外で使用(講演会等)

団体登録申請書(様式第1号)  
を学校へ提出  
(1ヶ月前までに)

行政財産一時使用許可申請書  
(様式第9号)を学校へ提出  
(1ヶ月前までに)

**3ページ参照**

「○開放に関する事務手続き」参照  
(団体登録申請書をご提出以降は、  
学校より案内いたします。)

**1ページ参照**

「(2)貸出までのながれ」参照  
(行政財産一時使用許可申請書を  
ご提出以降は、  
学校より案内いたします。)

## 島根県立学校体育施設開放について

県民の方々が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう、その活動の場として身近な県立学校施設を開放しています。学校教育活動・施設管理に支障の無い範囲で、水道光熱費の実費のみの負担で利用することができます。

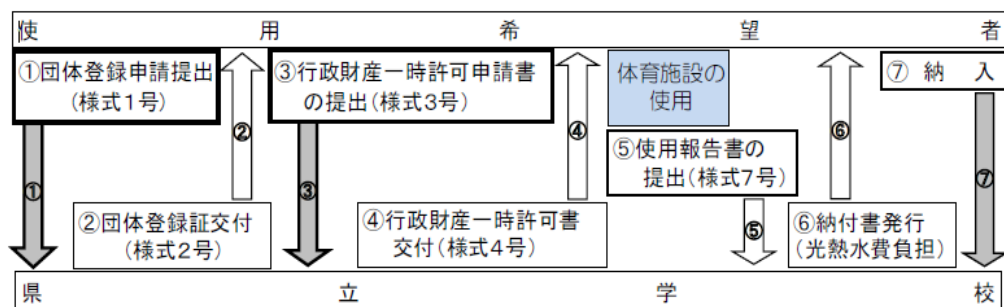
○開放施設      グラウンド、体育館

○開放日・時間    【 平日 : 18:00 ~ 21:00、土日祝日 : 9:00 ~ 21:00 】

○使用責任

- ・ 使用後は、施設用具を点検し使用前の状態に戻し、使用報告書（学校より配布）を事務室へ提出をしてください。
- ・ 使用中に重大な事故が発生したときは、学校長へ連絡するとともに事故発生処理状況報告書（学校より配布）を提出してください。
- ・ 施設用具等の全部または一部をき損した場合は施設用具等破損届（学校より配布）を提出し、損害を賠償する必要があります。

○開放に関する事務手続き



※1 許可後にあっても、学校行事・体育施設の状況等により許可を変更又は取り消すことがあります。

※2 許可された開放施設以外には立ち入らないようお願いいたします。